

主 文

被告人を懲役 2 年 4 月に処する。

未決勾留日数中 1 6 0 日をその刑に算入する。

理 由

(犯罪事実)

- 第 1 被告人は、分離前の相被告人 A の元で働いていたものであるが、同僚である B が元請会社の車を運転中に自動車事故を起こしたことを利用して、同人の母である C から自動車の修理代を水増しして金銭をだまし取ろうと考え、前記 A と共謀の上、令和 5 年 9 月 1 8 日、島根県隠岐郡（住所省略）所在のレストラン甲において、前記 C（当時 6 7 歳）に対し、真実は、前記事故による自動車の修理代は 2 9 万 9 5 0 円であるのに、これが 1 8 0 万円であるかのように装い、前記 B が前記 A の車を運転していたときに高速道路で事故を起こし、同車の修理代として 1 8 0 万円が必要である旨うそを言い、前記 C にその旨誤信させ、よって、同月 2 5 日頃、島根県隠岐郡（住所省略）所在の乙組合丙支店において、被告人が管理する株式会社丁銀行に開設された前記 B 名義の通常貯金口座に 9 6 万 4 4 9 8 円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。
- 第 2 被告人は、前記 A 並びに同僚である分離前の相被告人 D 及び同 E と共謀の上、令和 5 年 1 2 月 2 6 日頃、当時同人らと前記 B が共同生活を送っていた和歌山県西牟婁郡（住所省略）において、同室内で死亡した前記 B（当時 4 0 歳）の死体を同所から搬出し、その頃から令和 6 年 1 月 5 日頃までの間、岡山市内のトランクルームに搬入して隠匿した上、同日頃、同死体を同所から搬出し、岡山県井原市（住所省略）所在の戊神社の北北東図測約 4 0 0 メートルの茂み内まで運搬して放置し、もって死体を遺棄した。
- 第 3 被告人及び前記 A は、共謀の上、同月 1 4 日頃、前記死体を前記茂み内から搬出し、前記神社の北東図測約 3 9 5 メートルの山中まで運搬して放置し、もって死体を遺棄した。

(量刑の理由)

- 1 本件詐欺は、被告人とAが、実際の修理費用額を知らされておらず、畏怖心もあって被告人らの水増し請求に異を唱えることができない状況にあった被害者の息子を連れてわざわざ遠方の離島まで行き、同人同席の場で、その両親に対し、事故車両の画像を見せるなどしてこもごも虚偽の説明をし、その旨信じさせたものである。強い犯意に基づく計画的な犯行であるとともに、相手の親心や善良さに付け込む卑劣な犯行といえ、被害額も大きい上、未だ被害弁償もなされていない。

同詐欺を主導し、騙取金を取得したのはAであるが、被告人は、被害者から息子の面倒を見てくれる仕事仲間として一定の信頼を得ていたことを利用して、被害者側と連絡する際の窓口となり、実行行為の主要な部分を担っているのであるから、その果たした役割は、Aに比して小さいとはいえない。

- 2 次に、本件各死体遺棄は、遺体を、遠方の他県まで運搬し、とりあえず人目につかないトランクルームに運び込んだ上、時間をかけて場所探しをして運搬、遺棄し（判示第2）、その後さらに、付近の別の場所に移動させて遺棄し直した（判示第3）もので、死亡と遺棄との場所的・時間的隔離は大きい。遺棄自体の態様も、それぞれ遺体を粗雑に扱うもので、遺体は骨のごく一部を除き発見されておらず、父母は息子を適切に弔うことさえできていない。本件犯行が遺体に対する一般の宗教感情や敬けん感情を害した程度は大きいというべきである。さらに、本件犯行は、死亡の経緯が異常で、警察や消防に通報すれば、刑事事件化は避けられない状況の中、そうした事態を回避するために行われたもので、その社会的類型自体、死体遺棄の中で悪質な部類といえる。

死体遺棄についても、犯行を強く主導したのはAで、被告人は、特に男性が死亡した直後には相当動揺していたことがうかがえるが、被告人も、Aと共に、運搬、保管、遺棄といった実行行為を分担し、犯行に不可欠な重要な役割を果たしている。

- 3 以上の犯情評価によれば、本件は、刑の執行猶予が許容できる事案ではなく、被告人を懲役刑の実刑に処することはやむを得ない。

他方、被告人は、事件の発覚前に何度か死体遺棄現場を訪れ、菓子を用意するなど、被告人なりに亡くなった男性を弔う気持ちを有していたことがうかがわれ、本件各事実を素直に認めて反省の態度を示している。また、その供述により遺体の一部が発見され、死体遺棄事件の真相解明に一定の寄与をしている。これらを斟酌し、服役前科はあるものの、比較的古いもので罪種も異なることを踏まえると、主文の刑が相当である。

(求刑 懲役4年(実刑)、弁護人の科刑意見 執行猶予)

令和8年7月13日

和歌山地方裁判所刑事部 裁判官 福島恵子